

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	レソビエラ県及びエルバライオンソ県 母子保健医療サーベイス整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とホンジュラス共和国政府と の間の交換公文	レソビエラ県及びエルバライオンソ県母子保健医療サーベイス 整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の贈 与	624,000千円 H30.2.28まで	H26.4.21 テグシガ ルバで (同日)	日本側 岡田憲治在ホンジュ ラス大使 側 ミレヤ・ ホンジュラス側 テグエロ・デ・コラーレ ス外務国際協力大臣	H26.5.8 155号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。